

■嬉野市 建築物の用途制限

用途地域内の建築物の用途制限 ○:建てられる用途 ×:建てられない用途 ①②③▲:面積、階数等の制限あり ★:用途の制限あり		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	特別用途地区(嬉野温泉駅西地区)	第一種住居地域	第二種住居地域	特別用途地区(嬉野温泉駅東地区)	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50平方メートル以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	非住宅部分の用途制限あり
店舗	店舗等の床面積が、150平方メートル以下	×	①	②	③	③	○	○	○	○	○	○	○	○	④	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具等のサービス店舗のみ。 ②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店、宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ③2階以下。 ④物品販売店舗、飲食店を除く。
	店舗等の床面積が、150平方メートルを超え500平方メートル以下	×	×	②	③	③	○	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が、500平方メートルを超え1500平方メートル以下	×	×	×	③	③	○	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が、1500平方メートルを超え3000平方メートル以下	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が、3000平方メートルを超え1万平方メートル以下	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が、1万平方メートルを超えるもの	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	
事務所	事務所等の床面積が、150平方メートル以下	×	×	×	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
	事務所等の床面積が、150平方メートルを超え500平方メートル以下	×	×	×	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、500平方メートルを超え1500平方メートル以下	×	×	×	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、1500平方メートルを超え3000平方メートル以下	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、3000平方メートルを超えるもの	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館	×	×	×	×	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	×	▲3000平方メートル以下	
遊技場・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パティング練習場等	×	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	×	▲3000平方メートル以下
	カラオケボックス等	×	×	×	×	×	▲	▲	▲	○	○	○	▲	▲	×	▲10,000平方メートル以下
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	×	×	×	×	×	▲	×	▲	○	○	▲	×	×	▲10,000平方メートル以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場 キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	▲	×	×	▲客室200平方メートル未満 ▲個室付浴場を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲600平方メートル以下
	自動車教習所	×	×	×	×	×	▲	○	×	○	○	○	○	○	○	▲3000平方メートル以下
単独車庫(付車庫を除く)	×	×	▲	▲	○	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲300平方メートル以下 2階以下	
建築物付属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の2分の1以下かつ備考欄に記載の制限	※1団地の敷地内について別に制限あり															
倉庫業倉庫	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○		
畜舎(15平方メートルを超えるもの)	×	×	×	×	×	×	▲	○	★	○	○	○	○	○	▲3000平方メートル以下 ★ペットを飼育・収容する15平方メートルを超える畜舎のみ可	
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で、作業場の面積が50平方メートル以下	×	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり▲2階以下
危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×	×	×	×	×	①	①	×	①	②	②	○	○		
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	②	②	○	○	作業場の面積 ①50平方メートル以下 ②150平方メートル以下 ③300平方メートル以下	
危険性や環境を悪化させるおそれがややある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○		
危険性が大きいおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○		
自動車修理工場	×	×	×	×	×	×	①	①	②	③	③	○	○	○		
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	×	×	×	×	×	×	①	②	①	○	○	○	○	○	①1500平方メートル以下 2階以下 ②3000平方メートル以下	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	都市計画区域内においては都市計画手続きが必要															

※本表は建築基準法別表第2の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。
 ※「危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場」とは、建築基準法別表第2(ぬ)項第1号、(り)項第3号、(と)項第3号以外の工場です
 ※危険物の貯蔵・処理の量の「量が非常に少ない施設」とは建築基準法施行令130条の9 第1項の表中「準住居地域」の項目に準じるものです。
 ※特別用途地区については、「嬉野市特別用途地区内の建築物の制限に関する条例」に基づくものです。